

2024 年 12 月 27 日

学友会会員 各位

第 147 期東京大学教養学部学友会学生理事会

記

部室内で飲酒/酒類保管を行った団体への処分について

当会は駒場祭期間の部室内での飲酒、及び、酒類保管に関連して、以下の 3 件の処分を行ったため、これを公示する。

① 東京大学 FGA（飲酒）

当該団体では構成員 4 名が 11 月 22 日にキャンパスプラザ A 棟の部室内での飲酒を行い、当日夜に学生会館委員会が行った見回りによって酒類の空き缶が発見されたことでこれが発覚した。

当会としてはこれを重く見て、学生会館委員会の承認を得た上で、当該団体に対して 12 月 26 日付で以下のような処分を科した。

- ・ 2025 年度部室割り振りへの参加の禁止
- ・ 2025 年 1 月 31 日までに当該団体が割り振りを受けている部室（キャンパスプラザ A 棟 302 号室、キャンパスプラザ B 棟 311 号室）から退去すること
- ・ 本件処分によって失った部室の代替として貸倉庫等をレンタルする場合において、当該レンタル料は本会の行う貸倉庫等レンタル料援助の対象から除外されること

② 東京大学現代国際法研究会（酒類保管）

当該団体は 11 月中旬に、キャンパスプラザ B 棟の部室内にて日本酒の瓶複数本を未開栓の状態に保管し、11 月 21 日夜に学生会館委員会がこれを発見し、翌 11 月 22 日朝に駒場祭委員会によって回収されるまで一貫して保管し続けていた。

当会としてはこのような部室利用は不適正なものであると考えるが、発見時の状況や当該団体の弁明を踏まえれば、最も看過しがたい行為である飲酒行為があったと考え得る証拠は存在せず、当該団体において再発防止に努める旨の発言があったため、部室割り振りにおける劣後等の措置は行わず、12 月 11 日付で「嚴重注意」とした。

③ 東大フェミニズム研究会（酒類保管）

当該団体は 9 月に、キャンパスプラザ B 棟の部室内にてビール缶を未開栓の状態に保管し、11 月 22 日夜に学生会館委員会がこれを発見し、当該団体が 12 月 25 日にこれ

を回収するまで一貫して保管し続けていた。

当会としてはこのような部室利用は不適正なものであると考えるが、発見時の状況や当該団体の弁明を踏まえれば、最も看過しがたい行為である飲酒行為があったと考え得る証拠は存在せず、当該団体において再発防止に努める旨の発言があったため、部室割り振りにおける劣後等の措置は行わず、12月26日付で「嚴重注意」とした。

以上